

今月の税の納期

1月25日(木)までに 必ず納めましょう

役場や金融機関での窓口納付、口座振替、コンビニ納付、スマホ決済アプリなどが利用可能となっておりますので、都合の良い納付方法をお選びください。

スマホ決済アプリやeL-QRまたはeL番号での電子納付を利用した場合、領収書は発行されません。

領収書が必要な人は、他の納付方法をご利用ください。



- 国民健康保険税 (普通徴収) 【第7期】
- 後期高齢者医療保険料 (普通徴収) 【第7期】
- 介護保険料(普通徴収) 【第7期】
- 問い合わせ/収納係

税

償却資産の申告は 忘れずに

問い合わせ
資産税係

令和6年1月1日現在で、町内に償却資産(事業用資産)を所有している場合、所有資産を町へ申告することが法律で定められています。

期日までに忘れずに申告してください。

【償却資産とは】

個人・法人を問わず事業に使用し

4月以降の接種は有料となり、65歳以上の人を対象とした接種の予定ですので、接種を希望する人は、3月末までに接種しましょう。

コールセンターとインターネット予約サイトでの予約受け付けは、12月27日で終了します。

令和6年1月4日からの予約受け付けは、健康推進係で行います。

ている機械・器具・備品などの資産

で、減価償却費などが所得税法または法人税法の計算上、必要な経費などに算入されるもの※そのうち、取得価額が少額である資産を除く

【申告の対象資産】

- ▽構築物(舗装路面、門、看板など)
 - ▽機械および装置(漁業用機械、農業用機械など)
 - ▽船舶(漁船、作業船など)
 - ▽車両および運搬具(大型特殊自動車、貨車など)
 - ▽工具、器具および備品(パソコン、応接セット、エアコンなど)
 - ▽太陽光発電設備(事業用として使用している場合、または発電量の全量を売電している場合)
- 申告期日/1月31日(水)



木工センター

親子で木工工作を 体験しませんか

問い合わせ
木工センター
52-3451
林政係

木工センターの1月工作月間では、『干支の置物』、『車のおもちゃ』や『スマートフォンスタンド』を作ることができます。

町内在住の小学生および中学生は、土曜日に木工センターを使用する場合、使用料が免除となりますので、冬休みの工作に利用してみませんか。

● 期間/1月4日(木)から31日(水) (月曜日および祝日の翌日を除く)

● 場所/木工センター

● 時間/9時30分から15時30分

● 材料費/1作品分まで無料(使用料は自己負担となります)

● 申し込み/希望日を決めて、希望日の3日前までに、木工センターか林政係に申し込んでください

※小学生以下は保護者同伴

来年の4月1日から

相続登記が義務化されます!

※10万円以下の過料の対象になる場合があります



司法書士 長谷川博一事務所
住所 厚岸郡厚岸町宮園1丁目200番地



52-8417